

# 仕 様 書

|         |                                                          |
|---------|----------------------------------------------------------|
| 品 名     | 白灯油                                                      |
| 給 油 方 法 | 中型タンクローリー給油                                              |
| 規 格     | 日本産業規格 K2203 1 号灯油                                       |
| 予 定 数 量 | 27,000ℓ                                                  |
| 納 入 方 法 | 指定された納入場所の地下タンク（容量 5 kℓ）に指定された数量（1 回当たり約 4 kℓ以下）を給油すること。 |
| 納 入 場 所 | 上山市矢来三丁目 7 番 50 号 上山警察署地下タンク                             |

※ 予定数量は見込み数であり、この数量を保証するものでない。

## 1 基本事項

- (1) 受注者は、発注者の指定した日時に指定された数量を納入すること。
- (2) 受注者は、発注者から灯油成分表の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。

## 2 契約単価の決定方法(市場価格連動型単価契約方式)

市場価格の変動等の事由により、契約単価の変更が必要であると認められる場合は、次により単価を変更するものとする。

- (1) 契約期間の初月の契約単価は、落札単価（税抜き）に消費税及び地方消費税を乗じた価格とする。
- (2) 単価は月を単位とし、契約単価の変更に当たっては、以下の方法により決定するものとする。なお、月途中で変更があった場合は翌月からとする。
- (3) 前回契約価格決定時の指標価格（会計局会計課契約単価：白灯油（中型タンクローリー給油）1ℓ当たり、消費税及び地方消費税抜き、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。）と、現行（翌月改定予定の会計局会計課契約単価）の指標価格に変動があった場合は、自動的に決定されるものとする。
- (4) 変更契約額（増減額）は、前回契約価格決定時の指標価格と現行の指標価格の価格差とし、変更契約額（増減額）の算定においては、指標価格の増減額に消費税及び地方消費税を加算した金額とする。
- (5) 見積時の指標価格と当初契約額の価格差は、変更時の指標価格と変更後契約額の価格差においても維持することとし、同額とする。